

令和3年度 学校いじめ防止基本方針

①はじめに

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校に対して学校の実情に応じたいじめ防止等のための基本的な方針の策定や重大事態への対処等の必要な措置を講じることが規定されました。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、延いては生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。また、いじめを行う児童生徒にとっても、その発達や成長に重大な影響を及ぼすものと考えます。いじめの早期発見・早期対応等の取組を推進するため、この学校いじめ防止基本方針を策定することにしましたので、その趣旨等を下記のように示します。

②いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめの様態には「冷やかし、からかい、悪口、おどし」「仲間はずれ、無視」「遊びやふざけによる軽い暴力、ひどい暴力」「靴かくし、物かくし」「お金やものをとられたり、隠される」「嫌なことや恥ずかしいこと、危ないことをされたり、させられる」「パソコンや携帯電話等で、悪口や嫌なことを書かれる」など様々なことが考えらる。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報するなどして早期に警察と連携した対応が必要な場合もある。本校は知的障害の児童生徒が学ぶ学校であり、障害により苦痛を感じていることを表現できない場合もあることを、認識しておく必要がある。

③いじめ防止のための校内組織

学校におけるいじめ防止と早期発見、職員の研修等を行うために「人権教育推進委員会」の中に「いじめ防止に関する事項」を加え、人権教育の視点と合わせていじめ防止のための取組を進める。この組織はいじめ防止のための中核となるが、学級担任・学年主任・学部主事・管理職間の日頃の連携と迅速な対応が重要だと考える。また、各学部の人権教育担当は、いじめ防止のための各学部の窓口として相談や情報収集にあたり、必要に応じて学校長が人権教育推進委員会を招集することになる。

この組織の充実も必要だが、障害のある子どもたちの状況把握においては、学級担任が常に細心の注意を払わなければならないと考えている。

（組織）人権教育推進委員会

（構成）校長、教頭、事務長、各学部主事、各学部人権教育推進委員、児童生徒指導部長、当該担任等関係者

④いじめ防止のための取組

○年間計画

人権教育推進委員会の開催については、従来通り必要に応じて校長が委員会を招集する。本校におけるいじめ防止のため、奈良県人権教育推進プランに基づき、下記の4つの方針を踏まえた人権教育をすべての教育活動を通じて推進する。

ア生命を大切にし人間として豊かに生きていく力を育てる。

イ自分の意見や思いをもち、あらゆる差別をなくす意欲と実践力を育てる。

ウ友だち同士、お互い支え合い励まし合うなかまづくりに努める。

エ個人情報の取り扱いには格段の注意を払い、その保護に努める。

*いじめの相談があった場合は、学年主任、担任等を加え、事実確認、関係児童生徒・保護者への対応等を協議する。その際、「個人別生活カード」への記録を行うことを徹底する。

○相談・通報

各学部の人権教育推進委員が、いじめに関する相談を行い、必要に応じて校長が県教育委員会・警察等関係機関との連携及び通報の窓口となる。

○情報収集

学級担任が、常に個々の児童生徒の日常の変化等に注意し、いじめの早期発見に努める。その視点は、担当している学級だけではなく、全職員が全校児童生徒を意識して観察する。また、保護者との連携も重要かつ効果的である。

○事実関係の確認

いじめに関する情報が得られた場合は、児童生徒に細心の配慮を行いながら、できるだけ早急に事実確認を行う。

情報収集、事実関係の確認は、ともに多角的な視点で行う。

○情報の共有

いじめに関する情報は、学級担任から各学部の人権教育推進委員を通して、人権教育推進委員会へ集められる。その情報はできる限り全校で共有できるよう職員会議等で報告する。

○児童生徒指導

いじめに関する児童生徒の指導は特別指導を基本とするが、障害による認知の程度なども考慮しながら、必要に応じて自立活動等、個別の指導計画にも反映させる。

また、いじめを受けた児童生徒に対しての心理的ケア等については、特別な場だけではなく、日常の指導の中でも配慮しながら行う。

○「個人別生活カード」の活用

入学時に全ての児童生徒の「個人別生活カード」を作成し、学部において管理し、必要に応じて詳細に記録する。その場合、いじめられている側だけではなく、いじている側についても、できるかぎり詳細に事象や指導について記録する。

⑤重大事態への対応

重大事態（※1）が発生した場合は、校長の指揮の下、県教育委員会等とも連携をし、迅速な対応に努める。

（※1）重大事態とは（いじめの防止対策推進法 第五章 二十八条）

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。